

学位論文審査の結果の要旨

氏名	中間 由紀子
審査委員	主査 内田和 義 ㊞ 副査 伊藤 康宏 ㊞ 副査 古塚 秀夫 ㊞ 副査 石田 章 ㊞ 副査 糸原 義人 ㊞
題目	戦後改革期における生活改善普及事業に関する研究—農林省の基本方針と自治体の対応 (Study on Promotion Services for Home Living Improvement in the Post-war Reform Era: the Basic Policies of Ministry of Agriculture and Forestry and Responses of Municipalities)
審査結果の要旨 (2,000字以内)	
<p>当論文が対象とする歴史的背景は以下の通りである。第2次世界大戦後、日本はGHQ(連合国軍総司令部)の占領下におかれた。GHQの占領政策の基本は日本の民主化と非軍事化にあった。軍国主義の温床とされた農村を民主化することが喫緊の課題の一つとされた。GHQの指令の下、農地改革(1946~48年)をはじめとする諸施策が実施された。1947年には小規模自作農を協同組合に組織し、協同の力で経営と生活を安定させることを目的として農業協同組合法が制定された。1948年には農業改良助長法が制定され、農業技術の改良と生活改善を進めるため協同農業普及事業が発足する。事業の目的は自主的な農家を育成することにあった。当時よく使われた言葉でいえば「考える農民」の育成である。このように当該期の農政は農村の民主化を重要な課題としていた。</p> <p>当論文は、協同農業普及事業を通じて「考える農民」を育成するという農林省のねらいは達成されたのか、また事業の実施主体である自治体は農林省の方針にどう対応したのかを、戦後改革期(1945~55年)における生活改善普及事業を題材に考察している。すなわち農村の民主化をはかるという戦後農政の基本的課題の成否について生活改善普及事業を題材に、周到な調査によって収集した豊富な資料(文書資料と聞き取り資料)を使って検証している。</p> <p>具体的には次の2点を主要な課題として設定している。</p> <ol style="list-style-type: none">①生活改善普及事業に対する農林省の基本方針を明らかにする。②①を踏まえて、受け入れ側の自治体が農林省の基本方針にどう対応したのかを考察する。事例として比較的均一な農村社会を有するとされる中国地方の3県(鳥取、島根、山口)をとりあげる。さらに、各自治体がそうした対応をしたのは何故であったのかを追究する。 <p>これまで生活改善普及事業に関しては生活改良普及員の活動内容や生活改善実行グループの運営実態に関する実証研究が中心であった。したがって当論文が設定した課題は極めて斬新だと評価することができる。</p> <p>当論文が明らかにした内容を以下に要約する。</p> <p>①農林省の基本方針</p> <p>農林省は当初生活改善普及事業の目的は、農家の「毎日の生活」をよくすることと、「封建的な家庭生活」を「民主的な家庭生活にかえゆくこと」だとした。しかし、小倉武一(当時、農業改良局長)の「考える農民」の育成が「民主主義の根底」をなすという思想的提示を受け、「生活をよりよくすること」と「考える農民を育てること」を「生活改善普及事業の目的」とするようになる。そして「考える農民を育てる手段は」「生活改善グループの育成」だとする。生活改善グループは同志的なグループでなければならないとした。婦人会のような上位下達式の組織であってはならないとした。成員間</p>	

の平等性を維持し、発言権を保証するためであった。

②各自治体の対応

鳥取県は、農林省の基本方針に忠実に施策を展開しようとした。鳥取県は「生活をよりよくすること」とともに「考える農民を育てること」をも実現すべき課題とした。農業改良課の幹部から、現場の生活改良普及員まで同志的なグループを育成するということで意思統一されていた。自主的に結成されたグループを担い手として生活の改善を実現しようとした。しかし結果的には同志的なグループの育成は数の上から見てもあまりうまくはいかず、普及事業は婦人会によって担われた。農村婦人は民主主義よりも「ムラの平和」を優先したのである、

島根県は「考える農民を育てること」に最初からほとんど関心を払わず、「生活をよりよくすること」に重点を置く方針を取った。農村の現実をリアルにとらえ、理念の追求よりも生活技術の改良という緊急を要する課題の達成を優先しようと考えたのである。そのため農林省が忌避した婦人会を利用して事業を進めるという方針を取った。

山口県は公式には農林省の基本方針を受け入れて掲げたが、実際には農村の現状に合わせた普及方法をとった。農林省が忌避した婦人会を利用し、ムラの名望家層の婦人が事業のリーダーシップをとるような制度を採用した。「生活改善推進世話人」という制度である。「考える農民」を育成して農村を民主化するという農林省の理念を実質上放棄する措置であった。農村の現実を直視し、「民主化」という理念でなく「生活の改善」を優先した。

このように、農林省の基本方針に対する自治体の対応は一律でなく、差異が見られた。その主たる要因の一つが農林省との人的交流の違いにあった。鳥取県の農政担当の幹部は農林省の出身であった。これに対し、島根県と山口県は農林省との人的交流が当時はあまり活発ではなかった。農林省の影響を比較的受けにくかったのである。さらに生活改善普及事業の主管である農業改良課の課長の出自（地元出身か否か、農家の出身か否か等）も対応の違いを規定する一因であった。地元の農家の出身の場合、農村の現状に精通していた。農村の喫緊の課題が何かをよく知っていたのである。

しかし3県とも結果的には、婦人会が普及事業の主要な担い手となった。婦人会は全員参加型の組織であり、しかも成員に対して強制力を持つ組織であった。そのため、生活の合理化に関しては一定の成果をみるようになった。しかし「考える農民」の育成を通じて農村を民主化するというもう一つの事業目的は、達成することが困難となった。GHQの強い指示があったとはいえ、急激ともいえる農村の民主化を目指した農林省の方針は、農村の現状から乖離しており、時期尚早であった。

以上が、本論文の課題と、考察の結果である。本論文が設定した課題は、既に述べたように、これまでの研究にない斬新なものである。農林省の生活改善普及事業の基本方針を明らかにし、それに対する自治体の対応を解明している。その結果、農業史研究に新たな知見をつけ加えることに成功している。また課題にアプローチするために豊富な資料を使用しているが、史実実証という方法によっているにもかかわらず、文書資料だけでなく聞き取り資料を駆使しているところもこれまでの研究にない画期的な点である。その結果、文書資料だけでは解明することのできなかつたムラでの普及事業の実態の解明に成功している。このように、本論文は独創性にみちており、学術的な水準は高く、学位論文として十分な価値を有するものと判定した。